

### 短期留学

#### 短期留学ホームステイ語学研修の参加者を募集します

町では、人材育成基金を活用し、高校生の短期留学によるホームステイ語学研修を支援しています。

▼研修先 アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス郊外(予定)

#### ▼研修日程

平成 24 年 12 月下旬～平成 25 年 1 月上旬(約 14 日間)

#### ▼対象者

応募締切日時時点で当別町に 1 年以上在住する高校生

#### ▼研修費用

主催者に支払う参加費用の 1/2 以内を町が補助します。

※パスポート取得費用、旅行保険などは全額自己負担になります。

#### ▼募集人数 2 名程度

#### ▼募集期間

9 月 3 日(月)～28 日(金)

#### ▼申込書

役場美しいまちづくり課まで(土、日曜日及び祝日を除く役場開庁時間に限る)

#### ▼提出書類

申込書(写真添付)・作文(日本語と英語)など。

※提出書類は受理後、お返ししません。

#### ▼詳細・問合せ

美しいまちづくり課美しいまちづくり係(☎ 23 - 3042)



### 成人式

#### 平成 25 年成人式 実行委員を募集します

町教委では、平成 25 年 1 月 13 日(日)に開催する「平成 25 年当別町成人式」の実行委員を募集いたします。

新成人の代表として、一生に一度の思い出を仲間と一緒に創りあげませんか。

▼対象 来年成人式を迎える方(町内在住で平成 4 年 4 月 2 日から平成 5 年 4 月 1 日までに生まれた方)

#### ▼内容

成人式開催までに 3～4 回程度の会議、記念祝賀パーティーの企画・実施など

#### ▼申込期限 9 月 28 日(金)

#### ▼申込み・問合せ

町教委社会教育課社会教育係  
(総合体育館内・☎ 22 - 3834/  
FAX22 - 3832/E-mail:kyoshakai@town.tobetsu.hokkaido.jp)

### 労働

#### 労働ホットラインを ご利用ください

労働問題でお困りの方は労働相談ホットラインをご利用ください。

- ・突然、解雇を言い渡された。
- ・会社が倒産したけど、未払賃金はどうなるの？
- ・採用の時提示された労働条件と違っている。

#### ▼労働相談ホットライン

(7-ダイヤル☎ 0120 - 81 - 6105)

#### ▼受付時間 12 時～20 時

(土曜、祝日除く)

#### ▼問合せ

北海道経済部労働局雇用労政課  
(☎ 011 - 204 - 5354)

### 文化祭

#### 第 63 回当別町文化祭 参加者を募集します

町内の芸術家たちによる発表と数多くの力作が展示される文化祭を開催します。一般参加の方の出品・出演を受付しますのでご希望の方はお申込みください。

#### ▼日程

11 月 2 日(金)～4 日(日)

#### ▼場所

白樺コミュニティーセンター、総合体育館、ふれあい倉庫(音楽)

#### ▼申込方法

西当別コミュニティーセンター、総合体育館に設置している参加申込書に所定の事項をご記入の上申し込み願います。

※出品は 1 人 2 作品以内です。

▼申込期間 9 月 14 日(金)～10 月 5 日(金)

#### ▼問合せ

町教委社会教育課社会教育係  
(総合体育館内・☎ 22 - 3834/  
FAX22 - 3832/E-mail:kyoshakai@town.tobetsu.hokkaido.jp)

### 野焼き

#### ごみの野焼きは犯罪です

廃棄物の屋外焼却・野焼きは、廃棄物処理法の規定で原則禁止されており、違反した場合には懲役や罰金が課せられますことが定められています。

また、煙や悪臭などが近所迷惑になることや、火災の危険もあることから、廃棄物の適正処理にご協力をお願いします。

#### ▼問合せ

環境生活課環境対策係  
(☎ 23 - 2503)

食 中 毒

8月に高齢者施設等で腸管出血性大腸菌（O157）による集団食中毒が発生しました。ご注意ください！

菌に汚染された食べ物や水、または不衛生な取扱いをした指や物が口に入ることによって感染します。  
症状は、潜伏期3～5日をおいて、腹痛、水溶性の下痢、激しい腹痛、血便となることもあります。

▼問合せ 福祉課保健サービス係（ゆとろ内・☎23-2346）

対策のポイントを参考にしましょう

- 手洗い
  - ・調理や食事前、トイレ後は手洗いを徹底しましょう。
- 食品の取り扱い
  - ・食材は流水で十分に洗いましょう。
  - ・腸管出血性大腸菌（O157）は75度以上・1分間以上の加熱で死滅します。食品の中心部までよく加熱しましょう。
  - ・冷蔵庫は10度以下、冷凍庫は-15度以下に保ち、入れ過ぎに注意しましょう。
- 調理器具の取り扱い
  - ・包丁やまな板、ふきん等はその都度洗い、必要に応じて熱湯や漂白剤で消毒しましょう。

食中毒かな、と思ったら

- 症状がある場合には早急に病院を受診しましょう  
発熱や嘔吐を伴う下痢が続く場合には、自己判断で下痢止めや抗生物質を飲まずに、早めに医師の診察を受けましょう。
- 二次感染を予防するために  
嘔吐物や便で汚れた場所の清掃をする際、マスクや使い捨ての手袋を使うなどして菌が手に残らないようにしましょう。



検 診

町内に子宮・乳がんの検診車が来ます

子宮頸がんは20～40代、乳がんは40代から増加します。ともに2年に1回の検診が有効です。このほかにも、対がん協会札幌がん検診センターや江別市立病院で受けられる検診もあります。

※定員がありますので、お早めにお申込みください。

▼日時・定員

- 11月25日（日）乳がん検診 90名
- 11月30日（金）子宮がん検診 200名、乳がん検診 90名

※受付は8時45分～11時、12時45分～14時

▼場所 ゆとろ（町内に検診車が来ます）

▼検診内容・料金

検診項目	対 象	料 金	
		一般・後期 高齢者医療	当別町 国保の方
子宮がん（頸部）	20歳～	1,800	1,000
子宮がん（体部）	必要者	800	450
乳がん （視触診とマンモグラフィ）	40～49歳	2,200	1,200
	50歳～	1,900	1,050

- 婦人科超音波検査も受けられます。ご相談ください。
- 生活保護者の方、乳がん・子宮頸がん検診の無料クーポン券をお持ちの方は無料です。
- 託児をご希望の方はお申し付けください。

▼申込み・問合せ

福祉課保健サービス係（ゆとろ内・☎23-2346/FAX25-5018/  
E-mail:hukshi2@town.tobetsu.hokkaido.jp）

相 談

巡回児童相談を行います

18歳未満のお子さんの発達や子育てに関する相談をお受けします。相談を希望される方は、事前にお申込みください。

■相談時間は、申込者の事情などを考慮しながら決定します（学校などの授業時間中に設定されることもあります）。

■相談を受けるにあたって、お子さんやご家庭の様子を調査させていただく場合があります。

■定員は3名程度です（内容によっては多少の変更があります）。

▼日程 10月4日（木）

▼場所 ゆとろ

▼相談内容 ことば・発達の遅れ、療育手帳の判定など

▼相談員 北海道中央児童相談所の児童福祉司・心理判定員等

▼申込期限 9月13日（木）

▼申込み

子育て推進課子育て支援係  
（ゆとろ内・☎25-2658）



消 防

各種試験及び消防設備士講習  
のお知らせ

各試験・講習会の案内及び申請書は当別消防署予防課指導係（☎ 23 - 2537）にあります。また、危険物取扱者試験及び消防設備士試験の申し込みについてはインターネットでの申請も可能です。

危険物取扱者保安講習

▼講習日 10月16日（火）

▼受付期限 10月6日（土）

▼講習地 札幌市

▼問合せ 社団法人北海道危険物安全協会連合会（☎ 011 - 205 - 5088/URL <http://www.hokkiren.jp/>）

危険物取扱者試験準備講習

▼講習日

10月18日（木）、19日（金）

▼受付期限 各講習日の1週間前

▼講習地 札幌市

▼問合せ 社団法人北海道危険物安全協会連合会（☎ 011 - 205 - 5088/URL <http://www.hokkiren.jp/>）

第3回危険物取扱者試験

第3回消防設備士試験

▼試験種目

危険物取扱者試験 甲種、乙種（第1～第6類）及び丙種

消防設備士試験 甲種（第1～第5類）、乙種（第1～第7類）

▼試験日 11月11日（日）

▼試験地 札幌市ほか

▼受付期間

書面申請

10月1日（月）～10日（水）

電子申請

9月28日（金）～10月7日（日）

▼問合せ （財）消防試験研究センター北海道支部（☎ 011 - 205 - 5371/URL <http://www.shoubo-shiken.or.jp/>）

消 防

第7回当別消防署長杯  
防火パークゴルフ大会

当別町では、平成24年上半期（1月～6月）で10件の火災が発生しており、昨年同時期の6件に比べ4件の増加となっております。火災はほんの少しの不注意、油断から発生しますのでより一層の火の用心を心掛けましょう。

10月15日から31日まで行われる秋の火災予防運動の一環として、第7回当別消防署長杯防火パークゴルフ大会を実施します。

全国統一防火標語

消すまでは 出ない行かない 離れない

▼日時 10月15日（月）

9時～（雨天決行）

▼場所 当別フラワーパークゴルフ場

▼対象 当別町内に居住、または勤務している65歳以上の方

▼定員 100名 ※参加無料

▼申込期間

9月20日（木）～10月5日（金）

当別消防署、総合体育館、西当別コミュニティセンターに申込用紙を設置しております。FAXや電話での申し込みは受け付けておりません。

▼問合せ 当別消防署予防課予防係（☎ 23 - 2537）

納 税

町税に関する夜間納税相談

夜間でなければ町税の納付や相談をすることができない方のために、夜間納税相談窓口を開設しています。

■今月の夜間納税相談窓口

9月13日（木）・27日（木）  
（19時30分まで）

▼問合せ 納税課納税係  
（☎ 23 - 2341）

募 集

ホストファミリーを  
募集します

当別町との姉妹都市提携が今年25周年を迎えたスウェーデン・レクサンド市から、高校生が2名来町します。当別町内での研修期間中、ホームステイにご協力いただける家庭を募集します。

▼研修期間

10月27日（土）～11月2日（金）  
※日程は変更になる場合があります。

▼対象者 当別町在住で、国際交流に関心のある方

※レクサンド市の高校に通う高校生（17～18歳）女子2名が対象です。

※家族構成やホームステイ受入経験、外国語会話能力の有無は問いません。

▼問合せ 財団法人スウェーデン交流センター（☎ 26 - 2360・火曜休館）

人 権

「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

9月10日から16日までは、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間です。

高齢者や障害者に対する虐待や嫌がらせなど、高齢者や障害者の人権に関する悩みごとや心配ごとについて、法務局職員や人権擁護委員が相談時間を延長して対応し、解決に導きます。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

▼相談時間 8時30分～19時（9月10日～14日）、10時～17時（9月15・16日）

▼全国共通人権相談ダイヤル  
（☎ 0570 - 003 - 110）

墓 地

墓地の美化へのご協力  
ありがとうございます

町営墓地は、皆様のご協力により清潔な環境が保たれております。しかし、今年も一部に心無いごみの投げ捨てが見られます。ごみ、刈り草は必ずお持ち帰りください。また、供物がカラスや野良猫により墓地内に散乱することから必ずお持ち帰りください。

▼問合せ

環境生活課環境対策係

(☎ 23 - 2503)



税 関

終戦後引き揚げてこられた方々の  
保管証券類をお返ししています

税関では、終戦後海外から引き揚げてこられた方々からお預かりしました、約 87 万件の未返還の保管証券類をお返ししています。

返還の請求はご本人だけでなく、ご家族でも可能です。

■終戦後、海外から引き揚げられてこられた方々が、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券。

■帰国前に樺太、満州にあった在外公館、日本人自治会に預けられた通貨・証券等のうち日本に返還されたもの。

▼問合せ 札幌税関支署 (☎ 011 - 231 - 1443)、函館税関監視部統括監視官部門 (☎ 0138 - 40 - 4244)

相 談

休日無料なんでも相談所  
を開設します

札幌法務局では、日常における様々な悩みごとや困りごとの相談に応じる「全国一斉！法務局休日相談所（無料なんでも相談所）」を開設します。相談は無料ですので、お気軽にご相談下さい。

▼日時

9月23日（日）10時～16時

▼場所

札幌法務局（札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎）

▼主な相談内容

土地・家屋に関する登記、会社に関する登記。土地の測量、隣地との境界紛争など。

▼相談対応者

札幌法務局職員、司法書士、土地家屋調査士、公証人、人権擁護委員

▼問合せ

札幌法務局民事行政調査官室

(☎ 011 - 709 - 2311・内線 2153)

犯 罪

国際テロの未然防止

北海道警察では、テロリストの早期発見・逮捕に向けた取組みを推進するとともに、関係機関と綿密に連携して、テロを想定した各種訓練を行っていますのでご協力をお願いします。

また、不審な人や車、荷物等を見つけたとき、不審なグループが集まっている場所を見かけたときなど、お近くの警察署・交番等にお知らせください。

▼問合せ 札幌方面北警察署

(☎ 011 - 727 - 0110)

水 道

引越しの前には忘れずに  
水道の届出をしましょう！

引越して水道の使用を停止・開始する場合は、水道の届出が必要です。届出は電話でも受け付けておりますので、忘れずにご連絡願います。

水道の使用停止届がない場合、水道を使用していなくても水道料金・下水道使用料をお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

■引越して出発される前には、凍結などの事故を防ぐため全ての水抜きをお願いします。なお、上下水道課では特に申し出のあったとき以外は、止水栓にて水を止めておりません。

■最後の水道料金等の支払いを口座振替にする場合は、翌振替日まで口座を解約しないでください。

▼問合せ 上下水道課業務係

(☎ 22 - 2411)

消 防

もみ乾燥機による  
火災の防止を！！

稲の収穫後、もみ乾燥機が使用される時季となりました。もみ乾燥機からの火災を防ぐため、次の事項に注意しましょう。

■使用する前に、乾燥機の清掃及び点検整備を徹底する

■燃えやすい物を近くに置かない

■乾燥機使用中は側から離れない

■消火器の設置

▼問合せ

当別消防署予防課予防係

(☎ 23 - 2537)